

石綿(アスベスト)飛散防止対策を強化

建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

(1)大気汚染防止法に事前調査の方法が規定されました。(新法第18条の15第1項)

- ①設計図書その他書面による調査 ②現地での目視による調査 ③分析による調査

(2)建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります。

【義務付け適用】令和5(2023)年10月1日～(新法第18条の15第1項及び第4項、新規則第16条の5)

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
② 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
③ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

(3)事前調査の結果は、作業開始前(届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで)に書面で元請業者等から発注者に説明する必要があります。

(4)一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません。【義務付け適用】令和4(2022)年4月1日～

(5)事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

*事前調査結果、作業の掲示板の大きさが定められました。

事前調査結果の掲示(新法第18条の15第5項、新規則第16条の10)

- ◆ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められました。
A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ◆ 事前調査方法の法定化や必要な知識を有する者に実施させること、特定建築材料の拡大に伴い、掲示事項が追加されています。
- ◆ 掲示板の設置場所に変更はありません。



建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律としては、大気汚染の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律としては、**大気汚染防止法**以外に**労働安全衛生法**、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**、**建築基準法**などがあります。

このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関連する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

